

# 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 840-0023

住所 佐賀県佐賀市本庄町大字袋 286-5

氏名 代表取締役社長 小川正則

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5	12-14	できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとするによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。	「できる限り事業者の創意工夫をいかせるもの」「多様なニーズを生かせるもの」「ビジネスとして維持できる」ことに賛同いたします。規制緩和により国民の多様なニーズに合わせたサービス、事業の発展に留意した制度を望みます。
14	表内	地方ブロック向けデジタルラジオ放送制度化の理念	制度化の理念の「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用に関して、県域 FM 放送の 4 半世紀に及ぶ実績や放送ノウハウを活用すべきと考えます。
21	10-15	「全国向け放送」は、主に携帯電話端末での受信を前提とした、	今後のめざましい技術革新によっては V-LOW が携帯端末での受信可能となることを記載すべき。 柔軟なビジネスモデルの可能性をせばめることにつながらないよう配慮いただきたい。
23	8-14	「置局について事業者の創意工夫に委ねることが適当」 「認定計画制度を参考として」	ブロック分け、周波数の割り当て、置局等を民間の創意工夫に任せ提案させ、それを審査する新制度を歓迎します。 技術の発展はもとよりサービスニーズの迅速な事業への反映を可能とするものです。
24	3-7	「地方ブロック向け放送」について、	マルチメディア放送が実現可能な効率かつ、事業の採算性を配慮した区分けが望まれます。 そのためには、全国1つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を可能とした制度を望みます。

30	19-21	「ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、」	<p>ハード・ソフト分離の考え方に賛同いたします。</p> <p>また、新市場の立ち上げにあたりハード事業者は、一定の条件化の下で優先的にソフト事業者となれることについても事業参入のリスク軽減の観点から賛同いたします。</p>
34	1-6	サイマル放送の扱い	<p>国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないという考えに賛同いたします。</p> <p>既存のアナログ放送は多くの国民に指示され、地域に根ざしたものとなっております。そうした既存のコンテンツにダウンロード、データ放送サービスを付加することにより、国民への一層の浸透、新たなビジネスモデルへの発展につながるものと信じます。</p>